

1. 市道北中振1号線の一方通行制限について

謹啓 時下ますますご清祥の事とお喜び申し上げます。日頃は、当組合が施行する再開発事業にご理解・ご協力賜りありがとうございます。

過日（令和3年7月～10月）、当組合において都市再開発法に基づく事業計画の変更手続きを行い、枚方市においてその図書の縦覧手続きがなされ、大阪府において認可手続きが完了しているところです。この変更内容のひとつに市道北中振1号線の一方通行制限が含まれておりましたが、1街区商業棟の施設規模の縮小が主目的となり、限定的な説明にとどまっておりました。

この度、改めまして当組合の考え方を警察や行政との協議内容を踏まて、ご説明させていただきますのでお知らせいたします。

謹白

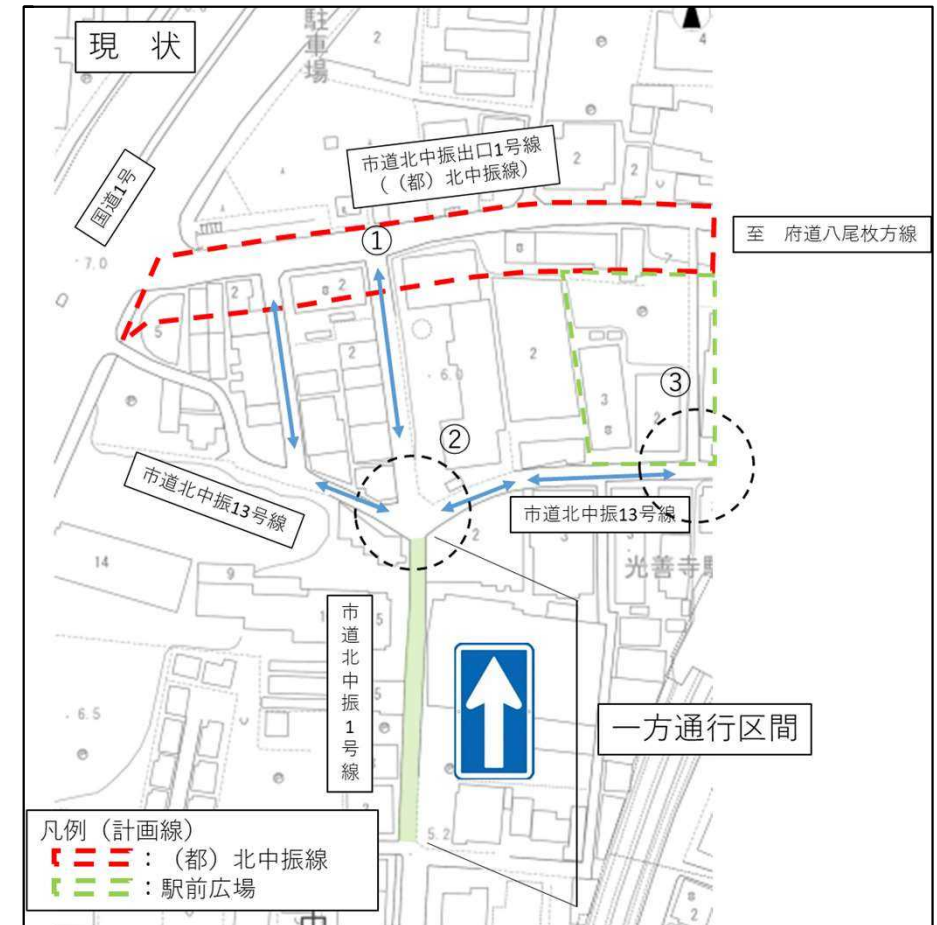
2. 当該再開発事業の整備方針について

現在、国や地方公共団体においては、人口減少社会を見据え、公共交通機関である鉄道駅などを中心に徒歩圏内で生活が可能となる商業・医療などの都市機能が集積した拠点づくりをめざしているところです。

この考え方に基づき、当組合においては、国道1号及び府道八尾枚方線を結ぶ都市計画道路北中振線と、鉄道駅と道路との交通の結節機能を生み出すための駅前広場を整備するとともに、歩行者・自転車の安全性の向上をめざし、歩道等の整備及び無電柱化を行います。

一方で、人が集まる空間において、不要な通過交通を排除するため、商業等複合施設内（ひらら光善寺）には駐車場を整備せず、周辺の駐車場との連携を行い、駅周辺エリア一帯を徒歩・自転車で回遊することによる既存商店も含めた地域の活性化を図ることとしています。この一環として、市道北中振1号線の一方通行制限区間を北側に延伸し、車両の誤進入を防ぎ歩行者等の安全性の確保を行うとともに、交通量の抑制を図ることとしております。

3. 現状の交通状況について



- ア ①交差点で北側からの車両の進入が可能であり、一方通行区間との交差部分においては、左右②に迂回が可能
- イ ②交差点より東側への進入に対しては、光善寺踏切道の車両通行が不可のため、③交差点で転回が可能
- ※②交差点での安全性が低いものの、車両の通行に支障がない道路ネットワークとなっています。

4. 再開発事業における道路整備について

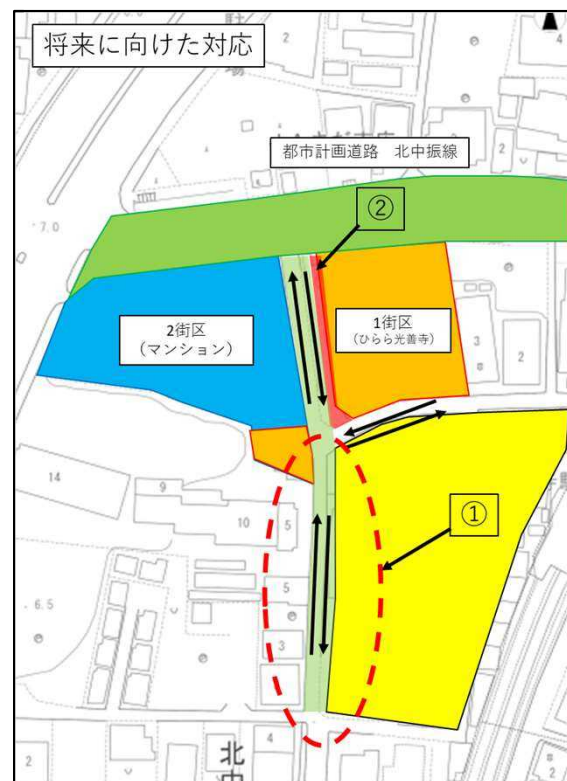
- ②ひらら光善寺内で当初計画していた駐車場の廃止により、①交差点から南側への車両進入を抑制するため、現状の一方通行区間を①交差点まで延伸
- ①光善寺駅までの市道北中振13号線は相互通行が可能であるため、②部分において回転帯を設置

※北中振13号線の廃止について

(1)13号線と国道1号の交差点が危険（国交省、警察意見）、(2)駅までの歩行者動線を北中振線～駅前広場ルートに変更、(3)マンション敷地として一体的な土地活用などの理由を総合的に判断しています。

※一方通行の制限は、道路交通法に基づくものであるため、警察において実施されます。仮に①交差点から既存の一方通行の制限までを相互通行とした場合、②部分の回転帯でしか迂回出来ないため、駅前の歩行者の安全面を最優先として、①交差点まで制限をかけることとしました。

5. 将来的な検討について



- ①部分において、何らかの開発事業等（黄色着色部分、民地の道路後退）または、道路拡幅事業がなされ、相互通行が可能となった場合
- ②部分の歩道を改良し、一方通行制限をかけている部分全域を相互通行とすることが可能なように、再開発区域内の市道北中振1号線の道路幅員は、当初計画通り9m確保(※1)しています。

※1 当初計画ではひらら光善寺の駐車場までの相互通行を計画していたためです。

※2 現整備計画では、路上駐車抑制、誤進入対策、また、ゆとりのある歩行者空間の創出として、車道4.5m、歩道4.5mとしています。

※3 なお、現時点において市の道路事業として、市道北中振1号線の拡幅等の予定はございません。



6. お問い合わせについて

【再開発事業に関する問合せ先】

光善寺駅西地区市街地再開発組合事務局

※事務所移転しました。

新住所：枚方市北中振三丁目2番13号 中川ビル3階

担当 松川、栗山、鳥越

TEL：072-800-3740 FAX：072-800-3741

【枚方市 問合せ先】

枚方市 都市整備部 市街地整備室 市街地開発課

担当：中川・清水・米田・伊牟田

TEL：072-841-1423 FAX：072-841-4607